

永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年6月18日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第17号

永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例

永平寺町附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条第1項の表)安心安全まちづくり協議会の項の次に次のように加える。

空き家等対策検討委員会	管理不全な状態の空き家等について、第三者に被害を及ぼすおそれのある状態を解消し、町民の安全安心な生活環境を確保するための空き家等の立入調査、助言又は指導、勧告、命令及び公表、空き家等の解体及び撤去のための補助金の付与、行政代執行等に関する事務
-------------	---

別表(第2条第1項の表)心身障がい児就学支援委員会の項の次に次のように加える。

心身障がい児保育入園判定委員会	心身障がい児の保育入園に関する重要事項の審査等に関する事務
-----------------	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。